

令和7年度

第6回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年9月25日（木）

佐々町農業委員会

令和7年9月 第6回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年9月25日（木）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室

3. 開 会 令和7年9月25日（木）午後1時30分

4. 出席委員（17名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員（1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
推進委員	玉置 義則 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	8	北川 英明 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

議案第19号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(4) 協議事項

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（2件）

(5) その他

①10月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第6回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、實持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 改めまして、皆さんこんにちは。暑さ寒さも彼岸までと言いますけど、朝晩だいぶ涼しくなってきました。ですが昼間はまだ日中はうなだれるような暑さが続いております。天気予報の3ヶ月予報とか見ましても、来月いっぱいまで高温状態が続く予報となっておりまして、季節も二季化が進んでいるように感じられます。これから本格的に稲刈りも始まりますが、無事に事故ケガがないよう実りの秋を迎えますようお願いしております。本日も議事がスムーズに進行しますよう皆さんご協力をよろしくお願い致します。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進員は4名です。玉置委員から欠席届の提出がっております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、濱野委員、8番、北川委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、審議事項に入ります。

議案第19号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の1ページの方からお願い致します。議案第19号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について。知事処分となります。

土地の所在につきましては、佐々町羽須和免字大宮原〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が休耕、登記面積が808㎡。申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としま

しては、共同住宅用地、共同住宅2棟を建設とのことで、次の3ページをお願いします。こちらが取消願の申請書になるんですが、まず令和7年2月14日に4条転用申請の許可が下り、そしてその下の令和7年7月15日に計画変更の許可が下りたものを下記理由により本許可を取消されるよう願います、とのことです。4ページ5ページにそれぞれ許可証をつけておりますので、そちらの確認をお願い致します。取消理由としましては工事請負契約の解約につき取止めとのことです。そのほか7ページ8ページに登記簿謄本と合意解約書も付けておりますのでそちらの確認をお願い致します。説明については以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 13 時 33 分）

（会議再開 午後 13 時 36 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開致します。この件に関しまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、採決を行います。議案第19号について許可取下げやむなしと思われる方は挙手をお願いします。はい、挙手多数ですので、許可取下げやむなしということで県に進達致します。

次に議案第20号、農用地利用集積等促進計画案の承認について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の9ページをお願い致します。議案第20号、農用地利用集積等促進計画案の承認について。農地中間管理所業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求める。とのことで対象農地が11ページの方になりますのでそちらをお願いします。契約としましては全部で8つの契約があります。田が16筆、畑は0で、合計16筆の22086㎡で、始期が令和7年12月1日から終期が令和17年11月30日の10年の契約となります。この契約は基盤強化法からの乗り換えとなっておりまして、金額の方は大体平地が10aで1万円、中山間部が10aで7000円の計算をして、基盤強化法の契約と比較をして金額を定めております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第20号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することと致します。

次に日程4、協議事項に入ります。農業経営改善計画認定に係る意見徴収聴取につい

て。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の13ページの方をお願い致します。農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてとなります。認定農業者の5年間の更新の分で、農林水産課の方から案内が2件来ておりまして、15ページの方をお願い致します。まず1件目の申請者の住所が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとなります。16ページから農業経営改善計画の内容になりまして、①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（1）営農種型は、現状と5年後の令和12年度は施設野菜で変わらないとの事です。（2）の農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得が現状320万で、5年後が500万の180万の目標を増やすとの事です。年間労働時間としましては、現状が2300時間で、5年後が2000時間で300時間ほど減らすとの事です。次に②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の（1）生産が現状6400kgで、5年後が1万kgとの事で、3600kg増やすとの事です。（2）農畜産物の加工販売その他の関連附帯事業の売上げは、現状500万で、5年後が600万との事で100万増やすとの事です。17ページの（3）農用地及び農業生産施設の農用地は、現状、5年後16aで変わりなく、農業生産施設も現状と5年後、ビニールハウスと苗床とで1600㎡で変わらないとの事です。③生産方式の合理化に関する現状と目標措置では、環境制御装置をフル活用して単収向上を目指すとの事です。④経営管理の合理化に関する現状と目標措置では、引き続き農協の青色申告会を活用して作業の効率化を図るとの事です。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標措置では、雇用を確保して、休日を取れるようにする。パッケージセンターの活用を継続し従事時間を短縮するとの事です。

次に2件目になりまして19ページをお願い致します。申請者が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんのご住所が〇〇〇〇で、〇〇〇〇さんのご住所が〇〇〇〇となります。20ページの農業経営改善計画の①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（1）営農種型は現状5年後変わりなく工芸農作物との事です。（2）農業経営の現状及びその改善に関する目標は年間所得が現状450万で、5年後が700万の250万増やすとの事です。年間労働時間は現状が2400時間で5年後が2000時間の400時間減らすとの事です。②の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の（1）生産が現状7000kgで5年後が9000kgで2000kg増やすとの事です。（2）の農畜産物の加工販売その他の関連附帯事業の売上げは、現状が1800万、5年後2500万で700万増やすとの事です。21ページの（3）農用地及び農業生産施設の農用地の所有地が100a増えるとの事です。農業生産施設が製茶工場と防霜施設が1棟ずつありまして、そちら現状24280㎡、5年後38500㎡の役14000㎡広げるとの事です。

③生産方式の合理化に関する現状と目標措置としましては現状品種が5品種ありまして目標が優良早生品種と優良晩生品種を改植、新植し高品質なお茶の収量を増加させるとの事です。④経営管理の合理化に関する現状と目標措置としましては現状がパソコンにより管理を行っており、目標で経理について税理士に委託を行い、経営の分析及び業務軽減を図り、法人化も検討するとの事です。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標措置は現状不定期的に休日を取っており、目標で業務の効率化を行い、定期的に休日を取るようになるとの事です。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。はい、5番。

5番（築城 武美君） まず新規農業経営改善計画に反対するものではありません。この〇〇〇〇さんの関係について若干整理をする必要があるんじゃないかということで、五役会で議論をしましたのでその報告を兼ねて皆さんにお知らせをしたいと言うふうに思っています。まず一つは、新規就農者と新規就農というかたちで地域協力隊からこのイチゴの栽培に手掛けてこられた方なんです、当初は佐々町に住所がございました。しかしだいまは吉井町、いわゆる佐世保市に居住地があるわけがございます。そこで当初は町の助成とかその他いろいろお世話によって新規就農が出来たわけがございますが、結果的にはそのフォローが良くて、住所が佐世保市、要するに行政区域外に転出をされた方の認定農業の改善計画になるわけがございます。それで結果的にいうと行政区域内でいろいろ手解きをして投資をしてきた。まあ、いろいろなものが住民税を含めよその行政に税金を納めるような事態になっていることについては非常に遺憾であるという話を議論させていただきました。ただ新規就農をされてイチゴをやりますということでしたから、町もそれなりに努力をして助成をしてきたところですけども、結果的にはそういう事態になっていることを。これは農業委員会の主幹業務ではございません。農林水産課が担当する認定の手続きに関して農業委員会に意見をもとめてきておるわけがございますから、農業委員会としてはそれにとにかく言って反対をするつもりはございません。まあしかし行政区域外の方に行政区域内に留めることができなかったことについては少し行政側のスタンスが弱かったのではないかとということで議論をしておりまして、結果的には意見書だから何かそれなりの意見を書くべきではないか。これは農業委員会が町長に対して新規就農のその方の農業意欲をこのことでなくすわけにはいきませんので、元々主管課がもっと把握をして努力をすべきだったね、っていう話をいたしました。ただこれについてのことを知り得たのが非常に後手になりまして、結果的には住所が吉井町に移った後、こういうことが分かったので助成について努力をしたけれども、結果は佐々町内に留まることができなかったという報告

はいただきましたが、そういう事が今後なるべく起こらないように努力をすべきだと言う
ふうに五役会では意見を申し上げました。以上五役会の意見を報告させていただきます。
以上です。あと事務局が対応すると思います。

事務局長（作永 善則君） ○○○○さんに関して、住民票は後からではあったんですけど、農
林水産課に私もいた時の話ではあるんですけど、まあ気付いた時にはっていうか、本人さ
んから申し入れがあった時にはもうすでに。それまで住んでいたところが町営住宅で手狭
になっていて、○○○○っていう店をMRの踏切の近くで出されていたけど手狭になって
きたのでという事で。農林水産課が知ったときにはすでに吉井町のこの住所地に契約が終
わった後の段階で、結果として今の事態に陥っているのかなと思っております。農業をし
ていく中で農機具とか物を置くスペース等も正直いると思いますので、今後の話にはなっ
ていきますけど、新規就農の場合が全く農業的な機械とか持たずまっさらな状態でスター
トするので、一番初めにアパートとかに住まれている方もいらっしゃると思うんですけ
ど、農業用倉庫とかもしっかり確保した中での町内在住というところで進めていけたらと
思っておりますので、よろしくお願いします。

17番（辻 正人君） 17番ですけど、これは佐世保市在住ですよね。これを佐々町であげる
んですかね。それは佐世保市に居住しとっても佐々で新規就農したということで佐々でや
っていくという方向なんですかね。

事務局長（作永 善則君） 主たる圃場がどこになるかというところで、認定農業者の認定って
いう作業になってくるということです。今後の話でいきますと、今回のお二人の件とかで
はなくて、新たに新規就農という話になっていきますと、住民票が佐々でない方の場合は
基本的には佐々に住んでもらってということを前提で今のところ事務を進めているという
ことです。基本的には主の圃場がどこにあるかっていうところでの認定にはなってくる。
逆のパターンで佐々に住んでらっしゃる方が佐世保市の認定農業者になっているケースも
1件ほどある状況です。

会長（寶持 雅祥君） よろしいですか。一旦休憩致します。

（休 憩 午後 13 時 55 分）

（会議再開 午後 13 時 57 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開致します。他に何かご意見ご質問はありませんでしょ
うか。ないようですので○○○○さんの件に関しては築城委員、推進委員が言われた事を
整理させていただき農林水産課へ回答させて頂きたいと思います。以上で日程4協議事項

を終了致します。

次に日程5その他について事務局から説明お願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。日程5その他についてなんですけど、10月の定例会の日程についてです。五役会の方が10月17日、13時半から3階農業委員会事務室で、総会を10月24日金曜日13時半から3階委員会室でと予定しております。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 他に何か皆様の方からないでしょうか。ないようですので会を閉会したいと思います。以上で日程が全て終了しました。皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

（ 閉 会 午後 13 時 58 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 濱野 卓也

会議録署名委員 北川 英明